

バードウォッチング



専門家と一緒に、この時期にしか見られない冬鳥などを観察します。
一人でも、友人や親子でも楽しみ、参加しやすいイベントです。

- **日時** 2月8日(日) 午前10時~正午
- ※雨天中止
- **会場** いこいの森水辺公園 [大字牛頸]
- ※野鳥の飛来状況により場所の変更を行う可能性があります。
- **講師** ◇日本野鳥の会会員◇森林インストラクター
- **定員** 35人(◇先着30人◇トラスト協会会員枠5人)
- **必要なもの** ◇双眼鏡(持っている人)◇帽子◇飲み物
- ※双眼鏡は数に限りはありますが、貸出可能です。
受付時に申し込みをしてください。
- **服装** 厚手の上着などの防寒着
- **申込方法** 電話
- **申込期間** 1月26日(月)~30日(金) 午前8時半~午後5時



観察の様子



ジョウビタキ



ヤマガラ

●申し込みと問い合わせ

(公財) おおのじょう緑のトラスト協会 ☎(558)1750



トラスト協会
ホームページ

●問い合わせ先

循環型社会推進課ゼロカーボン推進担当

☎(580)1886

ホットな

消費者 ニュース

276号



実家で見つけた新品の高額な布団は、「強引な訪問販売」かも!?

相談事例

久しぶりに実家に帰ったところ、新品の布団を見つけた。親に確認すると、はつきりと覚えてないようだが、事業者が訪問し、ブランドの布団を買って欲しいと勧誘され、60万円の契約をしたようである。契約書面をもらい、事業者は古い布団を持って行ったようだ。親は新品布団の解約を希望している。どうしたらよいか。

アドバイス

◆突然、自宅に訪問してきて、「不要な布団はないか」などと言われても、その場ですぐに対応しないようにしましょう。高額な布団の購入を勧められる恐れがあります。ドアを開ける前に、訪問者の名前と用件を聞き、必要なければ「帰ってください」ときっぱり断りましょう。

◆事業者の来訪は、一人で対応しないで、家族や周囲の人に同席してもらいましょう。

◆消費者トラブルを防ぐためには、家族や地域で、高齢者の家に不審

な訪問者が来ていないか、いつもと違う様子はないかなど、日頃から高齢者を見守り、変化に気付くことが重要です。

◆訪問販売で契約した場合、契約書面を受け取った日から8日間以内はクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間内であれば、布団を使用してもクーリング・オフできます。クーリング・オフ期間を過ぎていても、取り消しができる場合もあります。

◆おかしいなと思ったら、困ったりしたときには、早めに、消費生活センターに相談してください。

●市消費生活相談(予約不要)

平日 午前9時半~正午・午後1時~4時半

●消費者庁消費者ホットライン

土・日曜日、祝日 午前10時~午後4時

●問い合わせ先

☎1888(局番なし)
生活安全課 ☎(580)1897